

# 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第463号）

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成19年12月9日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次表に掲げる処分（以下同表に掲げる整理番号の順に「別件処分1」から「別件処分6」までといい、これらを総称して「別件処分」という。）に対する異議申立て（以下同表に掲げる整理番号の順に「別件異議申立て1」から「別件異議申立て6」までといい、これらを総称して「別件異議申立て」という。）について、広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しないことを決定した経緯や理由が記載されている決裁文書などの開示の請求（以下同表に掲げる整理番号の順に「本件請求1」から「本件請求6」までといい、これらを総称して「本件請求」という。また、本件請求に係る行政文書を「本件請求文書」という。）をした。

整理番号	処分
1	平成17年6月20日付け河管第21号、河管第22号、河管第23号、河管第24号、河管第25号及び河管第26号による不存在を理由とする行政文書不開示決定 平成17年6月20日付け砂防第15号、砂防第16号、第17号、第18号、第19号及び第20号による不存在を理由とする行政文書不開示決定
2	平成17年8月3日付け河管第46号、河管第47号、河管第48号、河管第49号、河管第50号及び河管第51号による行政文

	書開示請求却下決定 平成 17 年 8 月 3 日付け砂防第 41 号，砂防第 42 号，砂防第 43 号，砂防第 44 号，砂防第 45 号及び砂防第 46 号による行政文書開示請求却下決定
3	平成 17 年 3 月 7 日付け砂防第 51 号による行政文書開示決定 平成 17 年 3 月 7 日付け河管第 108 号による行政文書開示決定 平成 17 年 3 月 7 日付け河管第 109 号による行政文書部分開示決定
4	平成 17 年 8 月 22 日付け砂防第 47 号による不存在を理由とする行政文書不開示決定 平成 17 年 8 月 22 日付け河管第 53 号による不存在を理由とする行政文書不開示決定
5	平成 17 年 8 月 22 日付け砂防第 48 号による不存在を理由とする行政文書不開示決定 平成 17 年 8 月 22 日付け河管第 54 号による不存在を理由とする行政文書不開示決定
6	平成 17 年 11 月 24 日付け砂防第 74 号による不存在を理由とする行政文書不開示決定 平成 17 年 11 月 24 日付け河管第 70 号による不存在を理由とする行政文書不開示決定

## 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求 1 に対し不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分 1」という。）を、本件請求 2 に対し不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分 2」という。）を、本件請求 3 に対し不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分 3」という。）を、本件請求 4 に対し不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分 4」という。）を、本件請求 5 に対し不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分 5」という。）を、本件請求 6 に対し不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分 6」といい、本件処分 1 から本件処分 6 まで

を総称して「本件処分」という。)を行い、それぞれ、平成19年12月25日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成20年2月17日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求に係る各行政文書開示請求書に記載したとおり、実施機関に対して提起された異議申立てについて、処分庁である実施機関は、条例の規定に従わず、審査会に対して諮問すらしていないものがある。

そこで、審査会に諮問しなかった別件処分についての不服申立事案について、審査会に諮問しないことを決定した経緯や理由が記載されている決裁文書などを開示請求の対象とした。

しかし、実施機関は、本件処分のおおむね、作成又は取得していないという不当な理由をもって、行政不服審査法に基づく異議申立ての事実を踏まえてもなお審査会へ諮問しなかった経緯や理由を明らかにせず、条例の規定に違反したものである。

おって、行政不服審査法に基づく不服申立ての事実を審査会へ諮問しないことを担当職員が一存で決定できるとは考えられないことから、審査会に諮問しないことを決定した経緯等が記載されている決裁文書などがあると思料する。このことから、実施機関は、開示すべき文書を条例等の規定に従って特定し、速やかに開示するよう要求する。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分で特定した異議申立てのうち、別件処分2に対する異議申立てについては、行政文書開示請求に対する却下決定を行ったもので、平成22年広島県条例第38号による改正前の条例第18条第1項(以下単に「改正前の条例第18条第1項」という。)の規定に基づき諮問する対象から除かれているので、当然に審査会に諮問する必要はなく、諮問しないことを意思決定する必要はないので、対象文書は存在しない。

また、別件処分1及び別件処分3から別件処分6までに対する異議申立てについては、改正前の条例第18条第1項第1号及び第2号に該当しないことから、審査会に諮問すべきものであるため、条例に違反して実施機関が諮問を行わないとする意思決定をした対象文書は存在しない。

なお、改正前の条例第18条第1項第1号及び第2号に該当しない異議申立てについては、順次審査会に諮問している。

よって、本件処分は正当である

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、別件異議申立てについて、審査会に速やかに諮問しないことを決定した理由及びその根拠が明記されている行政文書の開示を求めるものである。

本件請求に対し、実施機関は、別件異議申立て2について、別件処分2は行政文書開示請求に対する却下決定を行ったもので、改正前の条例第18条第1項の規定に基づき諮問する対象から除かれているので、当然に審査会に諮問する必要はなく、諮問しないことを意思決定する必要はないので、対象文書は存在せず、また、別件処分1及び別件処分3から別件処分6までに対する異議申立てについては、改正前の条例第18条第1項第1号及び第2号に該当しないことから、審査会に諮問すべきものであるため、条例に違反して実施機関が諮問を行わないとする意思決定をした対象文書は存在しないと

し、本件処分を行ったものである。

これに対して異議申立人は、提起された不服申立て事案を審査会へ諮問しないことを担当部署の職員が一存で決定できるとは考えられず、審査会に諮問しないことを決定した経緯等が記載されている決裁文書などがあると思料されるとして、開示請求の対象とした行政文書を特定し、速やかに開示するよう要求しており、また、本件請求の趣旨から、実施機関が違法に諮問しないことを決定した文書の開示を求めているものと解し、以下その存否について検討する。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 別件処分時点の条例第18条第1項について

別件処分時点の、改正前の条例第18条第1項では、開示決定等について法の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、審査会に諮問するものとする旨規定し、(1)不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき、(2)不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号（略）において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき（以下略）を審査会に諮問することから除外している。

また、実施機関は、改正前の条例第18条第1項の「開示決定等」とは、条例第7条第1項の開示決定及び同条第2項の開示しない旨の決定であって、形式上の不備に係る却下決定などは「開示決定等」に含まれないと解釈運用していた。

### (2) 別件異議申立て2について

別件異議申立て2の対象である別件処分2では、開示請求に対し却下決定を行っており、これは、却下決定時点の、改正前の条例第18条第1項の「開示決定等」には該当しないため、別件異議申立て2は、審査会への諮問の対象外である。

このことから、別件異議申立て2について審査会に諮問しないことを決定する決裁文書等は存在しないという実施機関の主張は不自然、不合理と

はいえない。

- (3) 別件異議申立て1及び別件異議申立て3から別件異議申立て6までについて

別件処分時点における、改正前の条例第18条第1項には、不服申立てがあったときは、速やかに審査会に諮問するものとする旨の規定があるが、具体的な期限は定められていない。

審査会へ諮問する場合は、事案の性質や事案の処理件数等を勘案して、不服申立てが行われた後、合理的な期間内にすべきものと考えられるところ、別件異議申立て1及び別件異議申立て3から別件異議申立て6までは、提起後、相当期間経過していたものの、平成21年1月14日に審査会へ諮問されていることから、改正前の条例第18条第1項の規定に違反して諮問を行わないとする意思決定をした対象文書は存在しないとする実施機関の説明は、不自然、不合理とまではいえない。

したがって、本件請求文書は存在しないため、これを不存在として実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年3月5日	・ 諮問を受けた。
令和2年4月22日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和2年6月10日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和2年6月12日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和5年2月24日 (令和4年度第11回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年3月22日 (令和4年度第12回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 ( 部 会 長 )	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授